

委第1号議案

市長の専決処分事項の指定についての一部を改正することについて

上記の議案を別紙のとおり、ふじみ野市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和2年3月9日

提出者 ふじみ野市議会議会運営委員会  
委員長 小高時男

ふじみ野市議会  
議長 小林憲人様

提案理由

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）の施行に伴い、字句を整理するため、市長の専決処分事項の指定についての一部を改正したいので、この案を提出するものです。

市長の専決処分事項の指定についての一部を改正することについて  
市長の専決処分事項の指定について（平成17年ふじみ野市議決第75号）の一部を次のように改正する。

第1項中「損害賠償額」を「損害賠償の額」に改め、同項ただし書中「補てん」を「補填」に改める。

第2項ただし書中「補てん」を「補填」に改める。

第4項中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

付 記

この議決の効力は、令和2年4月1日から適用する。